

## 4 今日的な課題に対応した教育の充実

人々の生活様式や価値観が変化し続ける現代において、多様化するいじめや不登校をはじめとする人間関係を巡る問題に対して、それぞれの状況に応じたきめ細かな対応に努めることが大切です。また、ネット利用のあり方が社会的な問題となっていることから、情報モラル教育を一層推進し、子どもたちの情報リテラシーを高めることが必要となっています。

そうした中、子どもたちに自他を大切にする心をはぐくむためには、全教職員による教育相談の充実を図るとともに、子どもの心に寄り添った生徒指導、一人ひとりの状況に応じた特別支援教育などを推進することが大切です。また、自ら危険を回避する力を身に付けさせるとともに、災害発生時に迅速な避難行動をとれるよう、防災教育を充実させるなど、社会や時代の要請に応じた教育を推進することが重要です。

4-1 教育相談の充実    4-2 いじめ問題への対応    4-3 不登校児童生徒への支援の充実  
4-4 特別支援教育の充実    4-5 情報モラル教育の充実    4-6 防災教育の充実

### 4-1 教育相談の充実

子どもを取り巻く環境が著しく変化する中、教育相談の充実を図るためには、子どもたちに自分を大切にする心をはぐくむとともに、様々な悩みや不安を抱える子どもに寄り添った支援を行うことが重要です。

**教育相談は、子どもの発達の段階を踏まえ、健やかな成長のために支援を図るものです。**

#### 全ての教職員が

○学級担任や学年主任、養護教諭など、複数の目できめ細かく見守り、チームとして対応します。

#### あらゆる機会に

○面談だけではなく、休み時間や掃除時、給食時、部活動など、子どもに接するあらゆる機会をとらえて行います。  
○言葉づかいや友人関係、持ち物や提出物など、ささいな変化を見逃さず、教職員間で連携を図りながらきめ細かな対応に努めます。

#### あらゆる手段で

○子どもや保護者が安心して相談できる雰囲気を心がけるとともに、相談したいというタイミングを逸することがないように、環境を整えます。  
○必要に応じて専門家や関係機関等からの助言を得ながら、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

## ■自分を大切にすることを心がける

□誰かとつながっていることを実感させるための手立ての工夫

- 一人ひとりに応じた声かけや励ましを行う。
- 子どもの得意なこと、興味があることからアプローチする。
- 子どもの話をじっくりと聞き、思いを受け止める。

□自己有用感や自尊感情の醸成

- 一人ひとりの心情に寄り添った共感的な子どもの理解に努める。
- 子どもが、人の役に立ち、周囲から認められる経験を通して、自らのよさに気付くことができるような活動を設定する。
- 「できた」、「できなかった」に関わらず、その過程における子どもの頑張りを称揚する。



## ■一人ひとりの子どもに寄り添うために

□計画的、組織的な対応

- 定期的に面談を実施するなど、子どもが相談できる機会を計画的に設定する。
- 教育相談担当等が中心となり、情報共有を行うとともに、学級担任や養護教諭、部活動担当者などが役割分担を明確化して組織的に対応を進める。  
(→P 13 保健教育の充実参照)
- 「個別の指導計画」等を作成するなど、子どもの実態把握と継続した支援に努める。
- 子どもやその家族の不安や悩みに関する相談について、スクールカウンセラー、広域カウンセラー、「すくうる・みらい」の臨床心理士によるカウンセリングにつなげる。
- スクールカウンセラーや広域カウンセラーの助言を受けながら、教育相談に係る計画や支援のあり方を検討する。
- ヤングケアラーであることが疑われる子どもやその家族を福祉関係の機関につなぐことができるよう、子ども未来センターやスクールソーシャルワーカーと連携を図る。
- 子どもや保護者が抱える不安や悩みを相談できる関係機関や、相談内容に関わる情報や資料を適切に提供する。
- ICTを活用し、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。  
(例) ・Web会議システムを活用した個別面談やメッセージの送受信  
・タブレット端末のスタンプ機能を利用した心や体の健康状態の把握  
・学習に対する不安を抱えている子どもへのAIドリル等を活用した支援



□保護者とのよりよい関係づくり

- 長期休業中の面談や学級通信での紹介など、様々な機会を通して保護者に子どものよさや頑張りを伝える。
- 保護者の不安や悩みに寄り添い、相談しやすい環境づくりに努める。

## 4-2 いじめ問題への対応

いじめ防止の対策にあたっては、各校のいじめ防止基本方針について全教職員で共通理解を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、家庭や地域と連携しながら組織的な取組の充実を図ることが大切です。

### ■いじめの未然防止に向けて

- 学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな心や互いの人権を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 授業や行事を通して、子ども一人ひとりが自己有用感や充実感を感じ、学校や学級が居心地のよい場所となるような集団づくりに努める。
- 学級活動、児童会・生徒会活動等における子ども主体の取組を通して、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援する。

日々のあいさつや声掛け、励まし、賞賛など、授業や学校行事等あらゆる教育活動での個や集団への働きかけが大切です。



### ■いじめの早期発見のために

- いじめを相談しやすい体制を構築し、子どもや保護者との信頼関係づくりに努める。
- 早期発見のための手立てを工夫する。
  - 複数の教師による観察
  - ふれあいノート等の活用
  - 個別面談の実施
  - 定期的なアンケート（無記名アンケートを含む）の実施
  - 相談機関の周知 等
- ささいな兆候であっても、軽視することなく積極的にいじめを認知する。
- 次のような場合であっても子どもの感じる被害性などに着目し、職員間で情報を共有しながら迅速で正確な事実関係の把握に努める。
  - けんかやふざけあい
  - 本人がいじめられている状況を否定している
  - 悪意のない行為だが、被行為者に苦痛を与えている
  - インターネット上で起こるトラブル
    - （例）・SNSによる誹謗中傷や画像の拡散
    - ・匿名や偽名を使った投稿や、メッセージの送信
    - ・オンラインゲーム上での悪口や仲間はずれ、課金の請求



- ・子どもや保護者が相談しやすい雰囲気づくりや体制の整備を進めましょう。
- ・リーフレットや資料等を活用し、学校内外の相談窓口の周知を図りましょう。



令和5年度  
いじめ防止リーフレット

### ■家庭や地域との連携を密に

- いじめの相談を受けた際には、管理職を含めた複数の教職員で組織的対応の方針を協議し、保護者にも丁寧に説明する。
- PTAや学校運営協議会などの機会に、自校のいじめ防止の取組や対応を説明し、点検・評価を受けるとともに、次のことについて、共通理解を図る。
  - ささいな変化を見逃さず、じっくり子どもの話に耳を傾け、学校と相談する。
  - 問題の解決にあたっては、具体的ないじめの行為や子どもの言動だけにとらわれず、それまでの人間関係など、いじめの背景を把握した上で対応する。
  - 家庭においても、いじめは絶対に許されない行為であることを確認する機会を設ける。





## 4-3 不登校児童生徒への支援の充実

不登校の未然防止を図るためには、人間関係を築く力をはぐくみ、自己有用感や自己存在感を高める学級づくりや集団づくり、授業づくりを行うことが大切です。また、不登校児童生徒への支援にあたっては、子どもが自らの進路を主体的にとらえ、社会的な自立を目指すことについて、教職員間ではもとより保護者とも共通理解する必要があります。不登校対応コーディネーターを中心に、不登校の期間や家庭環境など、子どもの状況に応じて家庭や関係機関と連携を図ったり、ICTを活用するなどし、組織的、計画的な支援を行うことが重要です。

### ■不登校の未然防止に向けて

- 人間関係を築く力をはぐくむ学級づくり・集団づくり
  - 学習活動や係活動、当番活動において、一人ひとりが活躍できる場面をつくるとともに、周囲と協力する機会を意図的に設定し、互いのよさを感じることができるようにする。
  - コミュニケーション能力の育成のため、計画的にソーシャルスキルトレーニングなどを実施する。
- 自己有用感や充実感を感じさせる授業づくり
  - 自分が誰かの役に立ち、誰かに支えられていることを実感できるような交流活動を取り入れる。
  - やればできるという達成感を味わうことができるような体験活動を計画的に実施する。
- 子ども一人ひとりの状況や発達の段階に応じた支援の工夫
  - 友人関係や学業不振など、気になる子どもについて教職員間で丁寧な情報交換を行い、登校しづらいと感じている状況に配慮しながら個別の支援に生かす。
  - スクールカウンセラーや養護教諭などの講話会等により、思春期についての理解を促したり、人間関係や進路選択に関わる不安やストレスへの対処方法や、SOSの出し方などを学んだりする機会を設定する。
  - 中学校生活に対する不安を解消できるよう、小・中交流活動や部活動体験、ガイダンス等を充実させる。
- 教育相談の充実（→P16、17 教育相談の充実参照）
  - あらゆる教育活動を通して行う教育相談のあり方について共通理解を図り、組織的に取り組む。
  - 子どもや保護者の心情を受け止め、支援する環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーや関係機関等との連携を図る。
  - 子どもの置かれている環境に働きかけて状態を改善する必要があるときには、学校、家庭、関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。
- 特別支援教育の視点を取り入れた適切な対応
  - 一人ひとりの状況や特性に応じた支援のあり方を検討する際には、特別支援学級担任や特別支援コーディネーターの見立てや、外部機関からの助言を取り入れる。
  - 子どもの不安解消や気持ちを落ち着けるための居場所として、保健室や校内教育支援センター（別室）を柔軟に活用することについて、全教職員で共通理解を図る。
  - 子どもが困難さを感じていることについて、具体的な支援の方法や解決策を検討するとともに、よりよい状態になるよう、保護者と情報を共有して適切な対応に努める。

### ■初期の対応にあたって（3日連続、または断続的でも1か月に3日以上欠席した場合）

- 不登校対応コーディネーターを中心とした全職員による対応
  - 不登校対応チームを編成し、協力体制の構築を図るとともに支援方針を決定する。
  - 学級担任や学年部、養護教諭等で、子どものこれまでの様子などの情報共有を行うとともに、家庭訪問や保護者面談を行うなど、適切に対応する。

## ■不登校が継続している場合

### □組織的・計画的な支援

- 校内教育支援センターや保健室等、学校における居場所づくりを行うなど、校内の環境を整える。
- 学級担任と養護教諭、スクールカウンセラーなどが連携した継続的な家庭訪問を実施する。
- スクールカウンセラー等の助言を踏まえた適切なアセスメントのもと、子どもの状況や指導の経緯を記録した個別の支援計画を作成し、全教職員で共通理解を図る。
- 保護者との連携を密にし、支援の方針について保護者と共通理解を図る。
  - ・子ども・保護者が持つ不安や悩み、要望等を理解する。
  - ・保護者の負担軽減を視点とした関係機関等との連携に関する情報を提供する。
- ICTを活用し、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。
  - ・授業の様子をオンラインで校内の別室や自宅に中継したり、自宅にいる子どもと対話しながら面談や学習支援を行ったりする。
  - ・教育相談担当教員と「すくうる・みらい」をオンラインでつなぎ、子どもとの面談や学習支援等を行う。
- 民間施設やフリースクール、ICT教材等、学校外の居場所や学びの機会について保護者等に情報を提供する。

外出できる子どもには…

#### ■「すくうる・みらい」

- ・一人ひとりに応じた相談活動や教育支援を実施します。
- ・集団活動を通して、学校や社会生活に適應する力をはぐくみます。
- ・保護者の方に対して、相談活動などの支援を行います。
- ・通級が難しい不登校の子どもに対してICTによる学習支援を行います。
- ・体験活動等を実施します。

■秋田明德館高校  
「スペース・イオ」

引きこもりがちな子どもには…

#### ■フレッシュフレンド

- ・子どもの心の安定を図ることを目的に、家庭に閉じこもりがちな子どもの自宅に、心理学を専攻している大学生等を派遣します。

学校で心理士に相談したいときは…

#### ■スクールカウンセラー

\*各中学校に配置

#### ■広域カウンセラー

\*小学校を中心に、要請に応じて派遣

- ・心理に関する専門性を持ち、子どもや保護者への相談対応および教職員に対して、助言や援助を行います。
- ・子どもや保護者の不安や悩みの状況から不登校の要因をアセスメントし、心理的な観点から支援策を立案します。

本人とその保護者が  
孤立しないための働きかけを



連携・協働して支援する  
体制づくりを

自宅での学習支援については…

#### ■秋田明德館高校 「スペース・イオ」

##### ICTを活用した学習支援

- ・スペース・イオの学習指導員から、IT学習による支援を受けることができます。

学校・保護者が直接依頼できます

#### ■スクールソーシャルワーカー

- ・福祉の専門性を持ち、問題を抱えた子どもが置かれた環境に働きかけ、学校、家庭、地域の関係機関等をつなぎ、問題解決に向けて支援します。

学校以外の居場所や学びの機会として…

#### ■フリースクール

##### 民間施設の利用

#### ■自宅でICTを活用した学習支援

- ・学習の成果を出席の扱いや評価等に反映することができます。

保護者同士がつながる機会にもなります

#### ■心のふれあい相談会

- ・不登校児童生徒の保護者を対象とした座談会や、臨床心理士との個別相談等を開催しています。

医療に関する支援が必要な場合は…

#### ■医療機関等

- ・欠席の要因として、病気や心身の不調などが疑われる子どもに対しては、医療機関に相談することも必要です。

子育てや福祉に関わる場合は…

#### ■各関係機関・団体

- ・秋田県子ども・女性・障害者相談センター
- ・秋田市子ども未来センター家庭教育相談（ぐりーん・えこー）
- ・秋田市福祉担当課
- ・民生委員、児童委員
- ・要保護児童対策地域協議会

### 「すくうる・みらい」でのオンラインによる支援

- ・指導相談員への相談や、「すくうる・みらい」の見学をオンラインで行うことができます。
- ・学習に不安がある場合は、AIドリルやWeb会議システムを活用した学習支援を行うことができます。



不登校児童生徒の支援に関するリーフレット

特別な配慮を必要とする子ども一人ひとりの状況に応じて、適切な指導や支援の手立てを講じるためには、その子どもの持つ障がいや困難さの背景などについての理解を深め、子どもの教育的ニーズを把握した上で、校内委員会において具体的な支援内容を明確にして全校体制で取り組むとともに、保護者との信頼関係を構築することが大切です。

また、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが相互理解を深め、共に生きていこうとする態度をはぐくむ「交流及び共同学習」を計画的・継続的に実施することが重要です。

#### ■子ども一人ひとりに応じた指導・支援の検討と見直し

- 障がいの有無にかかわらず、教育上配慮を必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解した上で、指導や支援を行う。
- 子どものきめ細かな実態把握を行い、指導目標や指導・支援方法等を具体的に表した「個別の指導計画」(※1)を作成し、子どもに関わる全ての教職員で共有して指導にあたる。
- 「個別の指導計画」は、子どもの教育的ニーズや必要な支援の内容を踏まえた計画となっているかPDCAのサイクルで見直し、指導内容や方法を改善し効果的な指導を行う。

※1 個別の指導計画…一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、指導目標や指導支援方法等を具体的に表すもの

#### ■「交流及び共同学習」の充実

- 支援に関わる教職員等が、活動の意義やねらい、指導の手立てについて、十分に理解して指導にあたることができるよう、事前の打合せを丁寧に行う。
- 「交流及び共同学習」の実施について、年間指導計画に位置付けるなど、計画的・継続的に取り組む。
- 全ての子どもが主体的に学習活動に取り組むことができるよう、内容や方法を工夫して分かりやすい授業づくりに努める。
- 子どものよさを認め、次の活動への意欲に結び付けることができるよう、活動直後の状況だけでなく、その後の日常生活における変容をとらえるなど、継続して評価を行う。

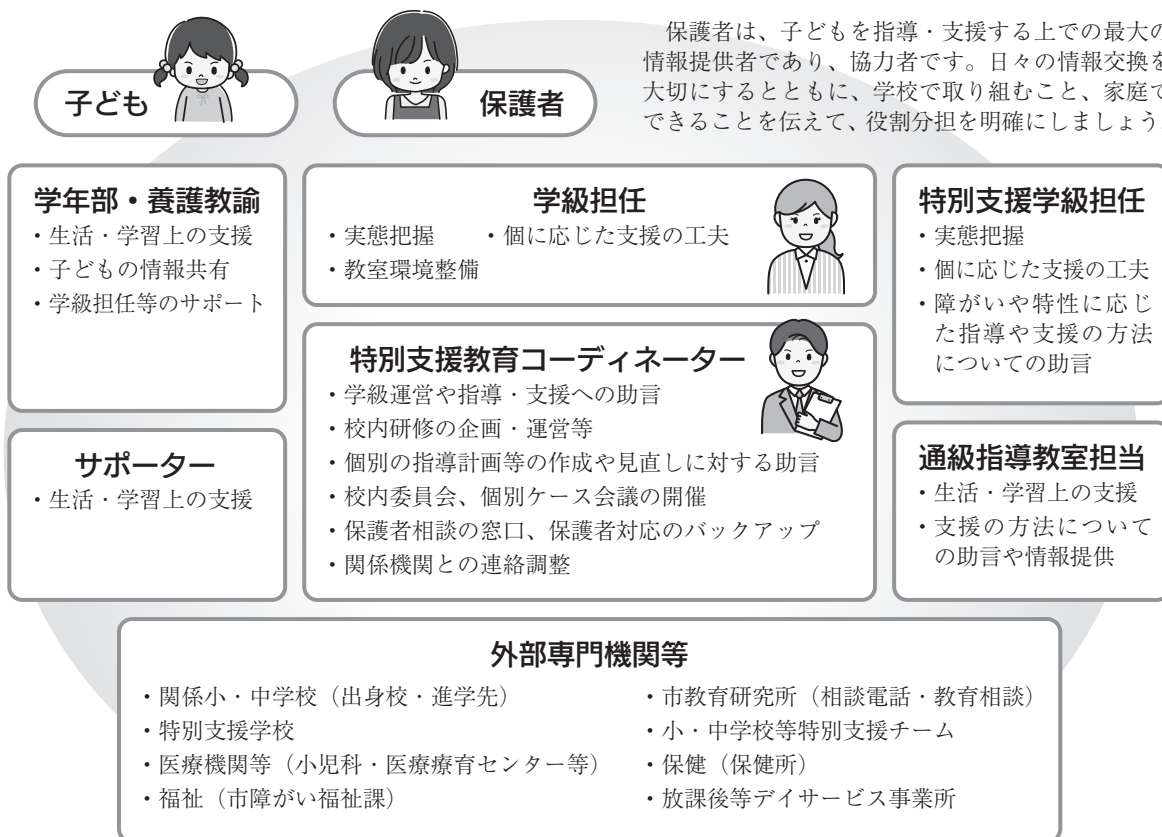
#### ■保護者等との連携

- 学校の指導や支援の方針を説明するとともに、子どもの成長を積極的に伝えることにより、学校への信頼感や、保護者の子どもへの肯定的なとらえに結び付ける。
- 学校と保護者が目指す子どもの姿を共有しながら、同じ思いで成長を支えることができるよう、面談の際に「個別の指導計画」の目標や、指導・支援のあり方について、保護者と共に見直しを行う。
- 「個別の教育支援計画」(※2)を作成し、子どもの目標や支援のあり方について保護者や関係機関と共通理解を図るとともに、それぞれの役割を明確にする。
- 長期的な視点で継続した支援が行われるよう、「個別の教育支援計画」の共有、引継を確実にを行う。

※2 個別の教育支援計画…子どもの自己実現に向け、関係する機関等が指導・支援の方向性を共通理解し、連携して一貫した支援を行うために、役割分担を明確に表すもの

## ■組織的・計画的な特別支援教育の推進

- 校内委員会を定期的および必要に応じて開催するとともに、教職員それぞれが担っている校内での役割を明確にし、専門性等を生かした支援体制を構築する。
- 関係する各組織の役割を明確にするとともに、学校と関係機関の連携を密にして支援する。



## 外部専門機関等との連携

外部専門機関等との連携を図ることにより、子どもが抱える困難さを専門的な視点から理解することができ、具体的な支援につながります。

### ■医療機関等

- 心理検査等、医療機関からの情報を関係者で共有し、指導や支援に生かします。
- 安心・安全に学校生活を送ることができるよう、医療機関等からの情報を職員間で共有し、配慮します。

### ■放課後等デイサービス事業所

- 学校と放課後等デイサービス事業所が連携することで、子どもの生活と成長を切れ目なく支えることができます。
- ケース会議等で、子どもの様子や支援方法などについて情報交換をし、今後の指導や支援に生かしていきます。

### ■小・中学校等特別支援チームによる相談・支援

- 校内支援体制の機能向上を図るために、ケース会議に対する助言や校内研修会への支援を行います。
- 教職員の困り感に対し、子どもの実態把握や指導・支援の方針について助言します。

### ■特別支援学校のセンター的機能

- 教職員に対し、子どもの実態把握や「障がい理解授業」に関する支援を行います。
- 子どもの障がい等に応じた学習方法や補助具の活用等、情報提供を行います。

\* 市教育研究所を通じてお申し込みください。



## 4-5 情報モラル教育の充実

各校に1人1台のタブレット端末が整備され、家庭でも多くの子どもがSNS等を利用するなど、子どもたちを取り巻く情報環境が変化中、子どもたちには主体的かつ適切に情報技術を活用し、デジタル社会のよき担い手となるための知識や技能などを身に付けることが求められています。

そのため各校では、子どもたちのICT活用スキルをはぐくむため、発達の段階に応じて計画的に指導するとともに、情報技術の適切な利用について自ら考え、行動できるよう、子ども主体の取組や、家庭・専門機関と連携した取組を推進することが重要です。

### ■計画的な指導を行う

- 発達の段階に応じ、情報を適切に取捨選択して活用する力や安全に活用する力などICTの活用スキルをはぐくむ。
- 社会環境の変化や子どもの実態を把握し、ネットトラブルの未然防止に向けた取組について、情報モラル教育の年間指導計画に位置付ける。
- 情報モラルと各教科等の指導内容を関連付けた指導を行う。

< 取組例 >

- ・ 道徳科の学習において、著作権や肖像権に関する話題を取り上げ、自他の権利を大切にしながら、皆が安心してインターネットを利用するために必要な行動について考える。



小中9年間で育成を目指す  
ICT活用スキル体系表

### ■子ども主体の取組を推進する

- 児童会・生徒会を中心に、学校や家庭においてICTを利用する際の心構えや行動について意見交換する場を設定する。
- 委員会活動や係活動、学級活動等で、ネット利用のルールやマナーに関する標語募集やポスター掲示などを行い、子ども自らがICTのよりよい使い方を考えようとする気運を高める。

#### 中学生サミットの取組 ～デジタル・シティズンシップの推進～

中学校の生徒会代表が集まり、「デジタル・シティズンシップ」について理解を深め、各校で広げていくための取組について考えました。

- ・ 生徒会の取組や学校行事において、他校とオンラインで交流し、互いの活動について紹介し合うなど、活用の幅を広げていきたい。
- ・ ICTの利用時間や利用の仕方について、自分の行動や判断に責任を持つよう全校に呼びかけたい。



### ■家庭・専門機関との連携を図る

- 学年PTAや学級懇談等の機会に、ネットリテラシーに関する啓発資料（※）などを用いて、子ども自らが適切に判断してICTを活用する力をはぐくむことの大切さについて家庭と共通理解を図る。
  - ICTのよりよい使い方を、子どもと保護者が共に考えることができるよう、警察や携帯電話会社等の外部講師を活用した親子ネット安全教室等を実施する。
- ※ネットリテラシーに関する啓発資料…「ネットリテラシーの育成に向けた協議会」が作成した啓発資料



啓発資料

令和5年度中学生サミット  
〈CORE誇愛プロジェクト〉



## 4-6 防災教育の充実

子どもの防災意識を高め、非常時にも一人ひとりが主体的に判断し行動する力をはぐくむためには、各教科等の学習や避難訓練において具体的かつ実践的な指導の充実を図ることが大切です。

また、急激な気象状況の変化によって引き起こされる洪水や土砂災害、想定を超える地震など、大規模な災害時にも子どもたちの命を確実に守り抜くことができるよう、地域や関係機関等との連携・協働を推進するとともに、自校の危機管理マニュアル等を見直し、改善を図ることが必要です。

### ■主体的に判断して行動する力をはぐくむ指導の充実

□防災意識を高めることができるよう、各教科等での指導の充実を図る。

- ・社会科の学習で、東日本大震災時の避難行動や復興への取組などを取り上げ、災害時における自分の命を守る行動や、地域コミュニティの役割について考える。



家の周りは浸水しやすい地域だから、避難場所についても調べておこう。

避難所では、物資の運搬や掃除など、周りの人と協力しながら積極的に手伝いたいな。



- ・総合的な学習の時間に、防災マップやマイ・タイムラインを作成し、災害時に取るべき行動について考える。



家族と離れている時に災害が起きる可能性もあるから、いざという時にどこに避難するのかについて、話し合っておこう。

災害の有無に関わらず、ふだんから準備できることもあるから、非常時の持ち出し品について確認してみようかな。



□様々な状況に対応する力をはぐくむことができるよう、訓練の内容を工夫する。

(例)

- ・ブラインド型避難訓練（災害種や時刻などを知らせずに訓練を行う）
- ・シェイクアウト訓練（地震の際に身を守るための安全行動を約1分間行う）
- ・停電時や機器の故障を想定した訓練（校内放送を使用せずに訓練を行う）
- ・二次避難を想定した訓練（地震発生後、全員が避難した後で、津波警報発令を想定し、二次避難場所への避難を行う）
- ・水害を想定した避難訓練（浸水の高さを想定し、水平避難、垂直避難を行う）

### ■地域や関係機関等と連携・協働した取組の推進

- 家庭と連携した引き渡し訓練や他校種との合同訓練、地域の防災訓練への参加など、地域との連携のあり方について学校運営協議会等で協議を行う。
- 気象台や大学等の職員による講話会や、消防本部や自衛隊等と協働した体験活動を実施するなど、専門的な知識を有する関係機関の積極的な活用を図る。



【関係機関と連携した体験活動】



## ■危機管理マニュアル等の見直しと改善

- 各校の実態に応じた実効的な危機管理マニュアル等となるよう、自校の地理的条件などを踏まえ、想定される危険と教職員の役割分担について共通理解を図る。
- 想定を超える災害にも備え、複数の避難場所や避難経路を設定する。
- 避難訓練等で得られた成果や課題、地域住民や関係機関等の助言などを踏まえ、不断の見直しを図る。
- 全ての教職員が迅速かつ適切な判断で対応できるよう、事前・発生時・事後の3段階を想定し、各段階でとるべき対応をあらかじめ整理する。
- 安全教育と安全管理が一体的に推進できる内容となるよう配慮する。

### 3段階の危機管理を想定した見直しのポイント

#### ●事前の危機管理<備える>

- 日常の安全点検活動と管理担当者への報告体制が整備されている。
- 発生時刻や災害種など、様々な状況を想定した避難訓練を実施している。
- 学校防災に関する研修計画を立て、実施している。
- 子どもの主体的な行動を促す安全教育が計画されている。

#### ●発生時の危機管理<命を守る>

- 災害等発生時の対応の手順が明確になっている。
  - ・情報収集
  - ・教職員への連絡や参集
  - ・通報や緊急連絡
  - ・応急手当
  - ・避難場所までの避難経路 等
- 校外学習・修学旅行時、休日の部活動中、登下校中など、災害発生時の状況に応じた対応について規定されている。
- 様々な事故や災害等への対応について規定されている。
  - ・地震、津波
  - ・校地内の不審者侵入
  - ・登下校時の不審者事案
  - ・大雨による洪水や土砂災害、雷、竜巻などの気象災害
  - ・弾道ミサイルや学校への犯罪予告などの危機事象 等
- 特別な配慮が必要な子どもへの対応が明確になっている。
  - ・障がいのある子ども
  - ・食物アレルギーのある子ども 等

非常時の校内の連絡体制を整備し、職員間で共有されていることが大切です。

#### ●事後の危機管理<立て直す>

- 子どもの負傷の状況や安否情報を確認する体制が整備されている。
- 保護者への連絡体制が整備されているとともに、子どもの引き渡し方法が共通理解されている。
- 事故等に遭遇した子どもや保護者への支援体制が確立されている。
- 発生原因の調査や安全対策の検証、再発防止策などについて記載されている。

<参照：「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(文部科学省)>